

障害福祉サービス等の提供に おける不適正事例について

障害福祉サービス等の提供における不適正事例について

- ▶ 平成31年2月、県が指定する障害児通所支援事業者において、指定取消処分を受ける事例が発生いたしました。
- ▶ 障害福祉サービス事業者等は、障害者総合支援法、児童福祉法その他関係法令及び関係通知等において定められた基準等を遵守し、適正な事業運営及び報酬請求を行う必要があります。
- ▶ 以下、本県の事例及び今年度に他都道府県等において指定取消処分が行われた主な事例について説明いたしますので、各事業者におかれては、これらの事例を踏まえ、あらためて自らの事業の運営状況を振り返り、適正な事業運営及び報酬請求を図っていただくようお願いします。

障害福祉サービス等の提供における不適正事例について

【本県事例】

平成31年2月処分／放課後等デイサービス／指定取消

- ▶ 不正請求（児童福祉法第21条の5の24第1項第5号）
 - ▶ 事業所において実際にはサービスを提供していないにもかかわらず、不正に障害児通所給付費を請求した。
 - ▶ 当該不正の請求に関し、虚偽のサービスの提供の記録を作成した。
- ※ 不正請求額 約67万円
（返還額については上記不正請求額に100分の40を乗じて得た額が加算となる。）

障害福祉サービス等の提供における不適正事例について

【他県事例】

ケース1

令和5年3月処分／就労継続支援B型／指定取消

- ▶ 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号）
 - ・ 指定日以降、訓練等給付費について、以下のアからウに係る請求を不正に行い、受領した。
 - ア サービス提供をしていない日を含む一律請求
 - イ 未届の場所でのサービス提供による請求
 - ウ 個別支援計画未作成減算を行わない請求
- ▶ 障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき（障害者総合支援法第50条第1項第10号）
 - ・ 利用者の工賃について、会計書類上は全額支払ったことになっているが、実際には預り金と称してその一部を利用者に渡していなかった。法人は、この預り金を法人会計の不足分に流用し、費消した。

ケース2

令和5年4月処分／居宅介護、重度訪問介護、同行援護／指定取消

- ▶ 介護給付費の不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号）
 - ・ サービス提供記録において、一人の従業者が複数の利用者（一体的に運営する複数の事業所の利用者）に対して同一の時間帯にサービスを提供していた。サービス提供時間が重複しているにもかかわらず、同利用者について介護給付費等を不正に請求した。
 - ・ 移動支援の利用者を車内に残したまま、別の利用者の居宅介護（身体介護）の支援を行い、サービス提供時間が重複しているにもかかわらず、介護給付費等を不正に請求した。

障害福祉サービス等の提供における不適正事例について

ケース3

令和5年5月処分／就労継続支援B型／指定取消

- ▶ 設備基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号）
 - ・事業所として届け出た建物と異なる建物を訓練・作業室として使用していた。
- ▶ 運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号）
 - ・生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業の経費を控除した額に相当する額を工賃として支払わなければならないところ、訓練等給付費を工賃に充当し、上乘せして支払っていた。
- ▶ 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号）
 - ・訓練等給付費を工賃に充当し、高い区分の報酬単価で基本報酬等を請求していた。
 - ・施設外就労の要件を満たさないにもかかわらず、施設外就労加算を請求していた。
 - ・施設外就労の要件を満たさないことにより定員を超過しているにもかかわらず、定員超過減算を適用せず、訓練等給付費を請求していた。

ケース4

令和5年10月処分／共同生活援助／指定の効力の一部停止（新規受入停止）

- ▶ 人格尊重義務違反（障害者総合支援法第50条第1項第2号）
 - ・事業所の従業員が利用者の通帳から現金を引き出し、着服し、また、別の従業員についても、他の利用者の通帳から現金を引き出し、着服を行った。これらのことについて、経済的虐待として認定を受けた。
- ▶ 関係法令違反（障害者総合支援法第50条第1項第9号）
 - ・従業員による預り金の着服の発生を把握しながら、約4か月にわたり市町村に対し通報を行わなかった。このことは、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第16条の通報義務違反に当たる。

障害福祉サービス等の提供における不適正事例について

ケース5

令和5年8月処分／就労継続支援B型／指定取消

- ▶ 人格尊重義務違反（障害者総合支援法第50条第1項第2号）
 - ・職員等が利用者に暴行を加え、傷害を負わせた。また、当該事件の発生以前から、職員が複数の利用者に対して繰り返し虐待を行っていた。
- ▶ 運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号）
 - ・当該事件発生後も、指定障害福祉サービス事業者として、利用者に対する虐待の再発防止措置を講じなかった。
- ▶ 虚偽の答弁（障害者総合支援法第50条第1項第7号）
 - ・職員に口止めを行い、当該事件について組織的な隠ぺいを図るとともに、障害者総合支援法第48条第1項による質問に対して、当該事件は発生していないなどの虚偽の答弁をした。
- ▶ 関係法令違反（障害者総合支援法第50条第1項第9号）
 - ・職員が人格尊重義務違反となる行為を行っていたにもかかわらず、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第16条に基づく市町村への通報を行わなかった。

障害福祉サービス等の提供における不適正事例について

ケース6

令和5年9月処分／児童発達支援、放課後等デイサービス／指定取消

- ▶ 不正請求（児童福祉法第21条の5の24第1項第5号）
 - ・ 児童指導員等加配加算について、基準上必要となる配置に加え、児童指導員等加配加算（理学療法士等を配置する場合）を算定するための要件にある資格を有する者（保育士）が常勤換算方法で1以上の加配がされていなかったにもかかわらず、同加算を不正に算定し、受領した。
- ▶ 虚偽答弁（児童福祉法21条の5の24第1項第7号）
 - ・ 基準上、配置が必要である嘱託医について、指定時以降一度も出勤したことがないにもかかわらず、監査における嘱託医の勤務状況に関する質問に対し、具体的日時や支援内容を回答し、虚偽の答弁を行った。
- ▶ 不正の手段による指定（児童福祉法第21条の5の24第1項第8号）
 - ・ 新規指定時に常勤で配置する予定としていた児童指導員又は保育士を指定開始日に1名以上配置できる見込みがないことを認識していたにもかかわらず、配置するものとし、さら新規指定申請時に非常勤で配置する予定としていた嘱託医について、配置できる見込みがないことを認識していたにもかかわらず、配置するものとして、児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者としての指定を受け、事業を開始した。

障害福祉サービス等の提供における不適正事例について

ケース7

令和5年11月処分／共同生活援助／指定の一部効力停止6か月

- ▶ 人格尊重義務違反（障害者総合支援法第50条第1項第2号）
 - ・ 利用者の預り金の入出金を管理している帳簿において、少なくとも従業者Aを含む2名の従業者が、当該預り金の不明等が生じた場合に「残高調整」と記載することで、帳簿上の帳尻合わせを行っていた。
 - ・ 利用者の通帳等を管理していた従業者Aが、利用者本人の許可なく利用者の預貯金口座から現金を引き出し、着服した。
 - ・ 事業者は、従業者Aによる不適切な行為を把握していたにもかかわらず、事業者として適切な改善措置を行わないまま、別の従業者Bに利用者の通帳等の管理を任せた。
 - ・ 従業者Bも、従業者Aと同様、利用者本人の許可なく利用者の預貯金口座から現金を引き出し、着服した。
- ▶ 運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号）
 - ・ 利用者に対し、利用者負担額の支払いを受けたことに対する領収証を交付していなかった。
 - ・ 管理者による事業所の従業者及び業務の管理等に係る一元的な管理が行われていなかった。
 - ・ サービスの提供により発生した事故について、行政機関等に報告を行わなかった。
- ▶ 関係法令違反（障害者総合支援法第50条第1項第9号）
 - ・ 職員が人格尊重義務違反となる行為を行っていたにもかかわらず、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第16条に基づく自治体への通報を行わなかった。

障害福祉サービス等の提供における不適正事例について

ケース8

令和5年11月処分／共同生活援助／指定取消

- ▶ 人員基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第3号）
 - ・管理者が指定日から3か月間、サービス管理責任者が指定日から5か月間、不在の状態であったことは、〇〇都道府県指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営の基準に関する条例〇条〇項違反に当たる。
- ▶ 運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号）
 - ・上記によりサービス管理責任者不在の間、個別支援計画がなく、適切な支援を行うことができない状態でサービスの提供を行っていた。
- ▶ 設備基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号）
 - ・共同生活援助事業所として指定を受けた建物の中で、共同生活援助以外の事業（受託確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業）を運営している。建物の構造上、浴室等の設備を各事業で分けることができないにもかかわらず、他事業を運営していることは、共同生活援助の得率性を確保しておらず、条例違反に当たる。

ケース9

令和5年12月処分／放課後等デイサービス／指定の一部効力停止6か月

- ▶ 不正請求（児童福祉法第21条の5の24第1項第5号）
 - ・当日キャンセル等の事由により実際には利用がなかった児童がもともと利用予定のない児童に対して支援を行ったと偽って、当該児童に係る障害児通所給付費を不正に請求し、受領した。
 - ・定員を超えて支援を行った日の一部の利用児童について、別の日に支援を行ったと偽って定員超過利用減算を算定せず、障害児通所給付費を不正に請求し、受領した。
 - ・児童指導員等加配加算及び専門的支援加算の加配要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定し、障害児通所給付費を不正に請求し、受領した。
 - ・欠席時対応加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定し、障害児通所給付費を不正に請求し、受領した。